

第 26 回北広島市子どもの権利条例検討委員会議事録

日時：平成 20 年 9 月 30 日（水） 18：30～20：20

場所：北広島市役所 2 階会議室

委員長：

第 26 回検討委員会を開催いたします。最初に前回の検討委員会において修正しました条例素案（たたき台）の修正確認について、事務局からの説明を求めます。

事務局：

-----修正後の条例素案により、修正箇所を述べ、承認を得る-----

委員長：

次に、パブリックコメントの原稿について事務局から説明を求めます。

事務局：

パブリックコメントを説明する前に、あらかじめお断りします。

パブリックコメントにつきましては、条文と解説については、基本的にのせない形となります。条文と解説につきましては、ホームページや市役所の窓口で確認できるようにいたします。またパンフレットの説明ですので、できるだけ条文にそくしておりますが、ある程度要約いたしますので、条文とは必ずしも一致いたしません。

それでは、原稿について、説明いたします。表題のネーミングについて、最初に説明します。9 月 2 日の検討委員会において条例素案として整理しておりますが、市民の皆さまから意見を頂いた後に、さらに検討を行い最終報告（素案）として市長へ提出する運びとなりますので、「基本的な考え方（骨子）」としております。また、副題は「子どもが夢と希望をもち幸せに暮らせるまちをめざして」としております。

----- 1 ページ目のリード文と意見募集期間そして提出方法について記載しているとおり述べ、提出方法中の対象者について補足説明する-----

補足説明：（市のパブリックコメント試行基準を使用しながら）

パブリックコメントの対象者については、北広島市の試行基準では、18 歳以上となっておりますが、小・中・高校生からも意見を募集します。意見の提出については、原則、住所・氏名を記載して提出していただきますが、小・中・高校生については、意見を提出しづらいことを考慮し、記載していなくても提出できるようにします。試行基準の利害関係者については、権利条例第 2 条で定義しているとおり、住民票を有する人のみならず市内で活動する人すべてとします。

以上、ここまでの説明で質問がありましたら、お願いいたします。

委員：

試行基準の 2 ページ目の⑦の※印の市民委員会とは何ですか。

事務局：

パブリックコメント制度試行基準は、市民参加条例を策定したときの基準で、市民委員会は市民参加条例策定委員会の市民委員です。

委員：

試行基準は、平成19年10月10日現在となっていますが、実施したのは市民参加条例だけでしょうか。

事務局：

平成19年10月以降は、条例案などを策定するときは、この試行基準を適用してパブリックコメント実施しており、ホームページや市の広報誌を通じて運用しています。

委員長：

いままでの説明で質問ある方お願いします。

委員：

小・中学生の匿名についてですが、パンフレットはどのようになっていますか。

事務局：

本日、小中学生用のパンフレットについては、間に合いませんでしたが、名前・住所の記載については、書かなくても受付できるように配慮いたします。

委員：

本日配布されているパンフレットの、小中学生用のパンフレットについて記載してある箇所、「子どもたちみんなにかかわることだから」「みんなからの意見」とありますが、上からの目線と感じますので、「子どものみなさんにかかわることだから」「みなさんの意見」と修正していただきたい。

事務局：

そのとおりにいたします。

委員：

小中学生用のパンフレットの配布方法ですが、どのような形をとるのでしょうか。また、アンケート調査の時に、不登校の児童生徒について実施できなかったのですが、今回はどのような形になるのでしょうか。

事務局：

配布については、児童生徒と先生の全員に渡るように配布いたします。不登校の児童生徒については、原則、学籍はそれぞれの学校にありますので、学校から配布するのが原則です。ただし、配布されないことも考えられますので、不登校の児童生徒が通っている塾と協議して対応いたします。

委員：

高校生のパンフレットは、別枠でしょうか。

事務局：

高校生については、小中学生用のパンフレットですと文章にルビをふっていますので、本日晒しておりますパンフレットを各高校に配布する方法で対応いたします。

委員：

子どもの意見を回収する方法はどうなりますか

事務局：

小中学生用のパンフレットには、切手を貼らずに出せる方法で、意見を記入できるような封筒を用意いたします。

委員：

高校生は、どうなりますか。

事務局：

高校生については、大人と同じ方法と考えています。

委員：

配慮していただきたいと思います。

事務局：

小中学生と同様に、切手を貼らずに出せる方法で対応いたします。

委員：

最初のリード文ですが、幼児親部会だけでなく、地域部会や指導部会も意見を頂いていきますので対応していただきたい。

事務局：

「こども発達支援センターなどを訪問したり、」の後に、「地域の方々や」を挿入して対応します。

最初に説明しました「基本的な考え方（骨子）」についてですが、ご意見を頂いた後に、さらに検討して条例素案として市長に提出する運びですので、ネーミングとしてこれで行いのか検討してください。

委員長：

こういう言い方しかないと思いますが、どうでしょうか。

委員：

いいと思います。

事務局：

それでは、2ページ目以降の「条例に盛り込むべき内容」について説明いたします。

内容としては、大きく分けて、「前文」、「条例の目的」、「定義」、「大切に守られるべき子どもの権利」、「広報及び権利の普及」、「子どもの権利を保障する責務」、「救済委員制度」、「市の施策」、「子どもの権利推進体制の整備」からなります。

条例制定の趣旨を書いた前文については、2ページに原文のままのせています。

3ページ目の「条例の目的」については、条文とその解説をのせています。次の「定義」については、5つの定義について、太字で条文を、小さな字で解説をのせています。

ここまでで、ご質問があれば、お願いいたします。

委員：

全体的に字が小さいように感じます。もう少し大きくしてほしい。

事務局：

8ページという制約はありますが、余白を変更して、できるだけ大きくいたします。

他に質問がなければ、次に進みます。条文の順番では、定義の次に「責務」となりますが、パンフレットでは、「大切に守られるべき子どもの権利」、「広報及び権利の普及」、「子どもの権利を保障する責務」という順番にしています。

4ページ目の「大切に守られるべき子どもの権利」ですが、できるだけ条文の内容を網羅するような形でのせています。ただし、5番目の「支援を受ける権利」については、条文的には4つ列挙されておりますが、大きくまとめたのせています。

4ページ目の下の「広報及び権利の普及」ですが、子どもの権利を守るためには、子どもの権利の普及に努めなければならないと説明しています。

次に5ページ目の「子どもの権利を保障する責務」ですが、条文では5つの責務からなっているので、パンフレットについても5つの責務をのせています。ただし、条文そのものではなく、条文全体から考えられる責務をのせています。

ここまでで、ご質問があれば、お願いいたします。

委員：

「参加する権利」においては、条文の解説では、「自らの意思」となっていますが、パンフレットの解説は「自らの意志」となっています。違いは何ですか。

事務局：

法的には、条文の「意思」となりますが、パンフレットの意的には、強い気持ちを表している「意志」を使用しています。

委員：

5ページ目の「学校等の設置者及び管理者の責務」ですが、条文から考えて「育ち・学ぶ施設の関係者の責務」とした方がいいと思います。

事務局：

そのとおり変更します。責務の内容ですが、責務の条文だけでは説明しきれないので、条文全体から考えられる責務をのせていますが内容的には問題ないでしょうか。

委員長：

みなさんどうですか。よろしいですか。よろしいですね。(了承される。)

事務局：

6ページ目の「救済委員制度」ですが、1番から6番までの機能についてのせており、「調査・調整対象外」を機能の例外としてのせています。他に救済委員の定数や任期、そして相談員について説明しています。

引き続きまして7ページ目の「市の施策」ですが、「子ども会議」と条文の第6章の内容をのせております。

続きまして、「子どもの権利推進体制の整備」ですが、「権利検証委員会の設置」と「施

策の状況報告の尊重と公表」ということでのせております。

最後に、これまでの道のりと、現在の検討委員の構成メンバーをのせています。

それでは、「救済委員制度」について質問があればお願いいたします。

委員：

6 ページの紙面構成ですが、7 ページと違うので、統一してほしい。

事務局：

統一した形に配置し直します。

委員：

救済委員の定数の欄で、①、②、④となっているので、訂正願います。

事務局：

④を③に訂正します。

委員：

相談員の説明欄ですが、文章の区切り方がおかしいです。

事務局：

ここについては、次のようにします。

「子どもの権利に関し識見を有する人のうちから市長が委嘱し、救済委員のもとで、その活動を補助します。」

委員：

番号の振り方が統一していないので、整理してください。

事務局：

統一して整理します。

委員：

最後のページの「検討委員会のこれまでの道のり」で、一番下の12月～3月の箇所はいらいのでは。

事務局：

平成20年の11月までの内容といたします。

委員長：

このパンフレットのスケジュールはどうなっていますか。

事務局：

11月15日の広報と一緒に新聞に折り込まれます。

委員：

広報には、記載されないのでしょうか。

事務局：

広報誌に、意見を募集しているという記事をのせるようにします。

委員長：

他になれば、次にイベントについて、ご説明願います。

事務局：(啓発小委員会担当)

1年前の検討会において、条例素案ができた段階で、啓発小委員会がフォーラムを開催することになっておりました。ブリックコメントを実施する期間に合わせて実施することにつきましては、啓発委員小委員会を開催し検討いたします。

委員長：

啓発をして子どもの権利条例を知っていただくのが大事です。次回の開催については、どうなりますか。

事務局：

パブリックコメントの意見や感想を集約し整理しまして、その後に開催することになりますので、年内は難しいと思います。別途調整させていただきます。

委員：

フォーラムの検討についてはどうなりますか。

委員：

フォーラムについて意見のある方がいれば、今のうちに出した方がいいのではないかと思います。

委員：

実施時期はいつ頃ですか。

事務局：(啓発小委員会担当)

パブリックコメント中に実施する方向で考えており、11月下旬の土日あたりを予定しておりますが、啓発小委員会を開催しまして決定いたします。

委員長：

フォーラムについて意見のある方おられますか。

委員：

フォーラムについてですが、私たち検討委員会は、市長より委嘱を受けておりますので、できれば市長も参加していただきたいと考えます。子どもたちと交流するようなことも考えていただきたい。

委員：(啓発小委員会)

啓発小委員会の方で、開催方法について検討します。

事務局：

その頃は、議会も開催しておりますし、色々なスケジュールが入っておりますので、確約はできませんのでご了承ください。

委員長：

本日は、ありがとうございます。